○国土交通省告示第六百六十六号

防長交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十二第五〇〇一号）については、平成二十二年六月八日付け国運審第十五号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十二年六月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

○海上保安庁告示第百五十四号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年六月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　鼻繰埼沖三井丸紅液化ガス第四号灯浮標

位置

所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約一・八キロメートル

北緯　四〇―五二―四八

東経　一四〇―四九―〇三

撤去年月日　平成二十二年五月二十五日

記事　一時変更

○海上保安庁告示第百五十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年六月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　番所根灯標

位置

所在地　宮城県気仙沼市（番所根）

北緯　三八―五三―〇五

東経　一四一―三七―一〇

変更した事項

位置

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル

変更年月日　平成二十二年五月二十八日

名称　備前大畠港北一文字防波堤南灯台

位置

所在地　岡山県倉敷市（大畠港北一文字防波堤南端）

北緯　三四―二六―四〇

東経　一三三―四八―四七

変更した事項

位置

所在地　岡山県倉敷市（大畠港北一文字防波堤南端）

北緯　三四―二六―四一

東経　一三三―四八―四八

高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで八・八メートル

記事　補正

名称　琴浦港下村東防波堤灯台

位置

所在地　岡山県琴浦港（下村東防波堤外端）

北緯　三四―二八―一三

東経　一三三―五〇―〇八

変更した事項

位置

所在地　岡山県倉敷市（下村東防波堤外端）

北緯　三四―二八―一三

東経　一三三―五〇―〇九

記事　補正

○防衛省告示第百十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒

(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒

(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒